

平成28年度

一般廃棄物処理計画（実施計画）

大崎地域広域行政事務組合

## 平成28年度一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を次のとおり定める。

平成28年4月1日

大崎地域広域行政事務組合  
管理者 大崎市長 伊藤康志

### 1 一般廃棄物処理基本方針

- (1) 計画の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。
- (2) 計画の区域は、大崎地域1市4町の全域とする。
- (3) 計画区域内から排出される一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を推進し、適正処理を行うとともに、地域の清潔と生活環境保全並びに公衆衛生の向上を確保する。

### 2 計画区域

市町名	面積	人口	世帯数	備考
大崎市	796.76km <sup>2</sup>	133,958人	50,219世帯	
色麻町	109.23km <sup>2</sup>	7,280人	2,120世帯	
加美町	460.82km <sup>2</sup>	24,509人	8,065世帯	
涌谷町	82.08km <sup>2</sup>	16,984人	6,014世帯	
美里町	75.06km <sup>2</sup>	25,185人	8,969世帯	
合計	1,523.95km <sup>2</sup>	207,916人	75,387世帯	

※面積は平成20年10月1日現在国土院調査、人口・世帯数は平成27年12月末現在、宮城県統計課調査・住民基本台帳人口及び世帯数（日本人及び外国人）の数字を用いている。

### 3 処理施設の概要

施設名	所在地	公称能力
(ごみ焼却処理施設)		
大崎広域西部玉造クリーンセンター	大崎市岩出山池月字小黒崎前 70	40t/8h
大崎広域中央クリーンセンター	大崎市古川桜ノ目字新高谷地 347	120t/24h
大崎広域東部クリーンセンター	遠田郡涌谷町字関谷沖名 291-1	96t/16h
(粗大ごみ処理施設)		
大崎広域リサイクルセンター	大崎市古川桜ノ目字新高谷地 317	60t/5h
(埋立処分施設)		(残余容量)
大崎広域大日向クリーンパーク	大崎市三本木蟻ヶ袋字大日向 26-1	125,888 m <sup>3</sup> (平成 27 年 10 月現在)
大崎広域一般廃棄物最終処分場	大崎市岩出山上野目字上冷ノ沢 4-38	52,413 m <sup>3</sup> (平成 27 年 6 月現在)
大崎広域西部環境美化センター (埋立完了)	大崎市岩出山池月字鷺目館山 55	0 m <sup>3</sup> (平成 26 年 12 月現在)
大崎広域中央最終処理センター (埋立完了)	大崎市三本木蟻ヶ袋字大日向 27-4	0 m <sup>3</sup> (平成 26 年 9 月現在)
大崎広域東部一ノ谷クリーンパーク (埋立完了)	大崎市松山次橋字一ノ谷 39-1	0 m <sup>3</sup> (平成 26 年 4 月現在)
(し尿処理施設)		
大崎広域六の国汚泥再生処理センター	加美郡加美町字新川原 92	105k1/日 生ごみ 1t/日
大崎広域中央桜ノ目衛生センター	大崎市古川桜ノ目字新高谷地 347	150k1/日
大崎広域中央師山衛生センター	大崎市古川師山字庚申 55-1	50k1/日
大崎広域東部汚泥再生処理センター	遠田郡涌谷町字関谷沖名 193-1	139k1/日
(小動物焼却処理施設)		
大崎広域加美斎場	加美郡加美町下多田川字熊野 3	ペット炉 1 基
大崎広域中央小動物焼却施設	大崎市古川桜ノ目字新高谷地 347	45kg/2h

#### 4 一般廃棄物（ごみ）の排出（処理計画）量

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 （単位：t）

区 分		大崎市	色麻町	加美町	涌谷町	美里町	大崎地域計
可燃ごみ	家庭系ごみ	26,535	1,162	5,284	3,385	5,734	42,100
	事業系ごみ	11,766	216	1,043	1,075	1,605	15,705
	計	38,301	1,378	6,327	4,460	7,339	57,805
不燃・粗大	家庭系ごみ	2,751	157	616	316	498	4,338
	事業系ごみ	484	3	36	34	43	600
	計	3,235	160	652	350	541	4,938
小計	家庭系ごみ	29,286	1,319	5,900	3,701	6,232	46,438
	事業系ごみ	12,250	219	1,079	1,109	1,648	16,305
	計	41,536	1,538	6,979	4,810	7,880	62,743
資源物 ※1		2,211	94	579	222	387	3,493
合計		43,747	1,632	7,558	5,032	8,267	66,236

※1 資源物には拠点搬入他・雑紙・集団回収が含まれる。

#### 5 一般廃棄物（し尿）の排出（処理計画）量

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 （単位：kl）

区 分	大崎市	色麻町	加美町	涌谷町	美里町	大崎地域計
し 尿	64,211	2,717	8,232	6,573	7,972	89,705
浄 化 槽	27,390	1,278	2,830	2,874	3,474	37,846
農集汚泥 ※2	3,701	322	0	698	3,844	8,565
合 計	95,302	4,317	11,062	10,145	15,290	136,116

※2 農集汚泥(農業集落排水処理汚泥)にはコミュニティプラント汚泥等が含まれる。

#### 6 収集の方法

- (1) 一般家庭のごみについては、市町で設置する燃やせるごみ集積所及びリサイクルステーションへの収集・回収方式で対処し、それぞれ指定された日に排出し、委託業者が回収して、指定された処理施設で適正な処理を行う。
- (2) 家庭系一般廃棄物の臨時ごみ及び事業系一般廃棄物については、自らの責任で処理を行うことを明確にする意味において、自己搬入又は一般廃棄物処理業の許可業者へ委託し処理を行うことを原則とする。

#### 7 処理の方法

- (1) ごみは、家庭・事業者ともにその発生抑制に努め、排出段階で「燃やせるごみ（可燃ごみ）」・「燃やせないごみ（不燃ごみ）」・「粗大ごみ」・「資源物」に分別し、それぞれに適した方法で処理を行う。

- (2) 組合施設で適正処理の遂行が困難な、一般廃棄物については、適正な処理施設等において処理しなければならない。
- (3) し尿収集は、許可収集とし、基本的に事前申込みか計画収集により行う。農業集落排水処理汚泥については、市町の排出状況と各施設の処理状況の整合性をとりながら処理する。
- (4) し尿及び浄化槽汚泥、農業集落排水処理汚泥は全量、し尿処理施設で処理を行う。

## 8 許可の方針

一般廃棄物処理業の許可については、既存の許可業者で適正に処理できる環境がほぼ整ったと考える。今後、許可業者が増加した場合、過当競争による業者の健全な事業活動への影響や、処理経費削減を目的とした不法な処理につながることを懸念され、一般廃棄物を適正に収集、運搬が継続的かつ安定的に行われたい事が考えられる。よって新規許可については明確な事業計画が無い限り許可は認めない。

## 9 ごみ収集運搬委託業者数

(平成28年4月1日現在)

大 崎 市			色麻町	加美町	涌谷町	美里町
古川 三本木	岩出山 鳴子温泉	松山 鹿島台 田尻				
2業者	2業者	3業者	2業者	7業者	2業者	2業者






## 10 一般廃棄物処理許可業者数

(平成28年4月1日現在)

区 分	大 崎 市			色麻町	加美町	涌谷町	美里町
	古川 三本木	岩出山 鳴子温泉	松山 鹿島台 田尻				
一般廃棄物(ごみ)収集運搬業者	54業者			29業者	40業者	35業者	34業者
一般廃棄物収集運搬業者 [廃プラスチック類(廃タイヤ)限定]	1業者			1業者	1業者	1業者	1業者
一般廃棄物収集運搬業者 [家電法対象品目限定]	1業者			0業者	0業者	0業者	1業者
一般廃棄物収集運搬業者 [伐採により生じる木くず限定]	1業者			0業者	0業者	0業者	0業者
一般廃棄物処分業者	3業者			3業者	3業者	2業者	2業者
一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)収集 運搬業者(限定含む)	4業者	3業者	5業者	1業者	1業者	2業者	3業者
浄化槽清掃業者	5業者	5業者	5業者	3業者	3業者	2業者	3業者

※[家電法対象品目限定]については、大和町・大郷町から管内の指定引取業者に搬入する許可である。

1 1 分別して排出する一般廃棄物

区 分	種 類	具 体 例	出 し 方	
可燃ごみ	燃やせるごみ	紙くず, 木くず, 紙おむつなど	組合指定袋を使用する	
不燃ごみ	燃やせないごみ	陶器類, ガラスくず, なべ, かまなど	コンテナ箱に入る大きさのもの	
資 源 物	(1) プラスチック製容器包装	プラマーク  の表示があるもの	組合指定袋を使用する 水洗いして乾かしてから出す	
	(2) 白色トレイ	食品トレイ	水洗いして乾かしてから出す	
	(3) 缶 類	アルミ缶	ビール缶, ジュース缶などアルミマーク  の表示があるもの	水洗いしてから出す
		スチール缶	ジュース缶, 缶詰缶などのスチールマーク  の表示があるもの	水洗いしてから出す
	(4) びん 類	生きびん (リターナブルびん)	1. 80びん, ビールびんなど	水洗いしてから出す
		空きびん (無色のガラスびん)	調味料びんなど	水洗いしてから出す
		空きびん (茶色のガラスびん)	ドリンクびんなど	水洗いしてから出す
		空きびん (その他の色のガラスびん)	ウイスキーびんなど	水洗いしてから出す
	(5) ペットボトル	PET  マークの表示があるもの	水洗い後, 潰して出す (ラベル, キャップは取り除きプラ製容器へ)	
	(6) 紙パック	牛乳パックなど	水洗い後, 切り開き乾かしてから出す	
	(7) 古紙・古布類	段ボール		ひもで十字に結ぶ
		新聞紙, 広告		ひもで十字に結ぶ
		雑誌, 古本		ひもで十字に結ぶ
古布 (古繊維類)		綿素材のもの	ひもで十字に結ぶ	
(8) 紙製容器包装	紙マーク  の表示があるもの	ひもで十字に結ぶ		

粗大ごみ	(9) 可燃ごみ (指定袋に入らないもの)	布団, 毛布, 絨毯, タ ンスなど	各地域の収集体系に従っ て下さい。
	(10) 不燃ごみ	自転車, チャイルドシ ートなど	

## 1.2 処理しない一般廃棄物

区 分	具 体 例	引 取 先
危険物	塗料, 農薬, 薬品, 油類など	購入した販売店
感染性一般廃棄物	医療行為により発生したもの	医療機関回収 (医師の指 示) に従う。※3
家電リサイクル対象品	テレビ, 洗濯機, 冷蔵庫, 冷凍 庫, エアコン, 衣類乾燥機	購入した販売店又は, リサ イクル料を支払い指定場所 へ運搬する。
フロン類を冷媒としている 機械類	除湿機	県のフロン回収業者に登録 している組合協力店へ直接 搬入する。
処理困難物	タイヤ, バッテリー, 消火器な ど	販売店に依頼する。
その他	その他, 組合が行う処理に支障 を及ぼすと認められるもの	販売店に引き取ってもら うか廃棄物処理業者へ依頼す る。

※3 感染性一般廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル  
(平成16年3月16日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知) による。

## 1.3 一般廃棄物の処理の数値および分別目標

ごみの発生抑制, 資源化処理の拡充そして埋立処分量の減量化を行うため, 達成すべ  
き数値および分別目標を下記のとおり定め, 住民・事業者には協力を促す。

(目標)

平成24年度までにごみの減量化・資源化を推進し, 平成17年度を基準に排出量の  
5%削減を目標としていた。平成22年度に目標は達成したものの23年度に於いては震  
災による災害廃棄物が家庭ごみとして排出された事, また分別の意識低下など年々ごみの  
排出量は増加傾向にあり未だ目標達成には至っていない。

このことからごみ減量を更に強化するため次に掲げる3つの施策を実施するものとする。  
施策①家庭系ごみの3切り, 施策②雑紙の資源化, これらについては構成市町が主体とな  
りモデル地区を選定し行う。施策③小型家電リサイクル回収事業については組合が主体と  
なり圏域全体で取り組む。

なお, 施策①・②については実証期間終了後も施策の検証を行ないながら継続し, 更に  
啓蒙活動を通じ他地区・地域に拡充させる。

目標値は以下のとおりとする。

- (1) 家庭系ごみの3切り
- 1) 色麻町 143t (全域)
  - 2) 加美町 127t (6行政区)

## (2) 雑紙の資源化

1) 色麻町 2 t (全域)

2) 加美町 1 t (6行政区)

## (3) 小型家電リサイクル回収事業 50 t (圏域全体)

平成28年度処理計画量は、上記の目標値を含め広報媒体など活用し、可燃ごみ・不燃・粗大のごみ総量62,743 t (組合処理施設処理量)に目標を定め平成27年度見込量67,027 tに対し△6.4%減、4,284 tを削減する。資源物回収量については3,493 tの見込量とする。

また、小型家電リサイクルについては、平成28年7月を開始とし、圏域全体に20台の回収ボックスを設置する。設置場所については、構成市町の指定する場所及び組合が指定する場所とする。

なお、組合の指定する場所については、受入先の体制等や地域の実情に合った回収方法を見極めながら調査・検討を行ない地域住民が気軽に利用できる場所を選定する。

### 1.4 一般廃棄物の排出抑制のための方策

一般廃棄物の排出を抑制するためには、構成市町の施策と整合性を図りながら、循環型社会形成推進基本法で規定される循環型社会の形成に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、3R化の促進及び排出者責任の強化といった実効のある取り組みを実施することにより、環境保全に努めるものとする。

- (1) ごみの排出抑制やリサイクルへの取り組みとして3Rを推進し、その優先順位として、①発生抑制 (リデュース)、②再使用 (リユース)、③再生利用 (リサイクル)を住民及び事業者に対し構成市町の施策に協力し、周知・啓発を行う。
- (2) ごみ減量化に向け、市町の施策に協力しながら推進する。
- (3) 排出者責任を強化し、特に事業者から出る事業系ごみについては、多量排出者へ減量及び適正処理に関する計画書の提出を要請する。また家庭ごみについては、住民に対し構成する市町と協力してごみの排出抑制・再生利用による意識の向上を図る。

### 1.5 普及啓発計画

- (1) 住民に対して、排出の抑制やごみ減量の意識向上、有価物の回収・再生利用を推進するため、市町の広報や組合広報への記事掲載、チラシ・パンフの配布等により普及啓発に努める。
- (2) ごみ集積所等の環境保全と美化を推進するため、ごみの出し方・資源物の出し方等を記載した年間カレンダーを、市町で作成し各戸に配布して普及啓発を図る。
- (3) 事務所及び事業者に対しては、市町で減量と分別の徹底を指導するとともに、資源化や再生ルート等を紹介しながら、事業所等ごみの適正処理に努めていく。
- (4) 不法投棄対策や集積所に出された資源物の持ち去りなどの違法行為対策等は市町に協力する。
- (5) 容器包装リサイクル法に基づく分別計画による分別は全て実施済みであるが、異なる分別の向上を図るため市町と協力しながら普及啓発を行う。



## 16 その他

### (1) 過剰包装の抑制・買い物袋持参運動の徹底

スーパーマーケット、小売店、コンビニ等での包装簡素化の推進と買い物袋持参運動を引続き呼び掛けていく。

### (2) リターナブル容器の利用促進

住民に対して、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用の促進に努めていく。

### (3) 容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法は資源の有効活用を図る事を目的に制定された法律であるがアルミ缶・スチール缶・無色のガラスびん・茶色のガラスびん・その他の色のガラスびん・飲料用紙パック・ペットボトル・段ボール・プラスチック製容器包装・その他の紙製容器包装及び白色トレイ等はかなりの割合を占めて一般家庭から排出されているため、市町で分別回収による循環型社会構築に向け、周知徹底してリサイクル（資源化）を推進していく。又、資源化量は、「分別収集計画」に掲載し国・県へ報告する。